

○岡山県警察本部交通部高速道路交通警察隊の組織及び運用規程

(昭和 53 年 9 月 18 日警察訓令第 14 号)

改正 昭和 55 年 4 月 1 日警察訓令第 6 号 昭和 63 年 1 月 28 日警察訓令第 2 号
平成 3 年 2 月 22 日警察訓令第 2 号 平成 4 年 12 月 18 日警察訓令第 22 号
平成 5 年 3 月 12 日警察訓令第 8 号 平成 5 年 11 月 29 日警察訓令第 22 号
平成 9 年 2 月 25 日警察訓令第 3 号 平成 11 年 3 月 10 日警察訓令第 5 号
平成 13 年 3 月 12 日警察訓令第 8 号 平成 13 年 6 月 21 日警察訓令第 17 号
平成 16 年 3 月 10 日警察訓令第 9 号 平成 17 年 1 月 11 日警察訓令第 2 号
平成 19 年 3 月 9 日警察訓令第 11 号 平成 19 年 4 月 13 日警察訓令第 21 号
平成 20 年 7 月 1 日警察訓令第 17 号 平成 22 年 3 月 11 日警察訓令第 3 号
平成 22 年 9 月 10 日警察訓令第 21 号 平成 23 年 3 月 4 日警察訓令第 4 号
平成 25 年 3 月 1 日警察訓令第 4 号 平成 25 年 3 月 25 日警察訓令第 14 号
平成 26 年 3 月 25 日警察訓令第 12 号 平成 28 年 2 月 26 日警察訓令第 3 号
平成 29 年 3 月 16 日警察訓令第 15 号 令和 2 年 3 月 30 日警察訓令第 13 号
令和 4 年 12 月 26 日警察訓令第 53 号

岡山県警察本部交通部高速道路交通警察隊の組織及び運用規程を次のように定める。

岡山県警察本部交通部高速道路交通警察隊の組織及び運用規程

岡山県警察本部交通部高速道路交通警察隊の組織及び運用規程(昭和 50 年岡山県警察訓令第 16 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岡山県警察本部交通部高速道路交通警察隊(以下「高速隊」という。)の組織及び運用について必要な基本的事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 高速隊は、高速自動車国道中国縦貫自動車道(以下「中国縦貫自動車道」という。)、高速自動車国道山陽自動車道(以下「山陽自動車道」という。)、高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線(以下「岡山米子線」という。)、高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線(以下「姫路鳥取線」という。)、自動車専用道路瀬戸中央自動車道(以下「瀬戸中央自動車道」という。)及び自動車専用道路美作岡山道路(以下「美作岡山道路」という。)における次に掲げる業務を行うことを任務とする。

- (1) 交通の指導取締り
- (2) 交通事故・事件の捜査及び処理
- (3) 交通規制
- (4) 前各号に掲げるもののほか交通警察に関すること。

(5) 緊急配備等(岡山県警察緊急配備規程(昭和55年岡山県警察訓令第5号)に基づく緊急配備、広域緊急配備、広域協定配備及び初動活動をいう。)の犯罪捜査の初動活動その他必要な警察事務の処理

(6) その他岡山県警察本部長(以下「本部長」という。)の命ずる事項

2 高速隊は、前項に掲げる業務のほか、岡山西、岡山北、赤磐、備前、児島、倉敷、水島、玉島、笠岡、総社、高梁、新見、真庭、津山及び美作の各警察署管内を主たる活動区域として、交通の指導取締り、事故・事件の初期的処理及び本部長の命ずる業務を行うものとする。

(管轄区域)

第3条 高速隊の管轄区域は、次のとおりとする。

なお、各インターチェンジの連結路を含むものとする。

(1) 中国縦貫自動車道の岡山県と兵庫県の県境から岡山県と広島県の県境までの区間

(2) 山陽自動車道の岡山県と兵庫県の県境から岡山県と広島県の県境まで、岡山ジャンクションから岡山総社インターチェンジまで及び倉敷ジャンクションから早島インターチェンジまでの区間

(3) 岡山米子線の岡山総社インターチェンジから北房ジャンクションまで及び落合ジャンクションから岡山県と鳥取県の県境までの区間

(4) 姫路鳥取線の岡山県と兵庫県の県境から坂根交差点までの区間

(5) 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから岡山県と香川県の境界(下津井瀬戸大橋中央径間の中央部(両側中央ケーブルバンドの中央を結ぶ線)までの区間

(6) 美作岡山道路の湯郷温泉インターチェンジから勝央ジャンクションまでの区間

2 高速隊は、岡山県公安委員会と兵庫県公安委員会、広島県公安委員会、鳥取県公安委員会及び香川県公安委員会の協定するそれぞれの区域については、前項の規定にかかわらず、職権を行使することができる。

(組織)

第4条 高速隊の隊本部を岡山市に置く。

2 高速隊に方面隊を置き、方面隊の名称、位置及び主たる活動区域は、別表第1のとおりとする。

3 隊本部及び方面隊に次に掲げる係又は班(以下「係等」という。)を置き、その分掌事務は、別表第2のとおりとする。

(1) 隊本部 庶務係、企画指導係及び事件事故対策係

(2) 南部方面隊 第一班、第二班及び第三班

(3) 北部方面隊 企画調整係並びに第一班、第二班及び第三班

(隊長)

第5条 高速隊に隊長を置き、警視をもって充てる。

2 隊長は、本部長及び交通部長の命を受け、隊務を掌理し所属の職員を指揮監督する。

(副隊長)

第 6 条 高速隊に副隊長を置き、警視又は警部をもって充てる。

2 副隊長は、高速隊の運営について隊長を補佐し、その命を受け所属の職員を指揮監督する。

3 副隊長は、隊長に事故があるときはその事務を代行する。

(隊長補佐)

第 7 条 高速隊に隊長補佐を置き、警部又は行政職員若しくは技術職員をもって充てる。

2 隊長補佐は、上司の命を受け、隊務を処理するとともに、所属の職員を指揮監督する。

(方面隊長)

第 7 条の 2 方面隊に方面隊長を置き、警部をもって充てる。

2 方面隊長は、上司の命を受け、隊務を処理するとともに、所属の職員を指揮監督する。

(専門職)

第 7 条の 3 係等に専門職を置くことができる。

2 専門職は、行政職員又は技術職員をもって充てる。

3 専門職は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当事務を処理する。

(係長、班長及び主任)

第 7 条の 4 係等に係長、班長及び主任を置くことができる。

2 係長、班長及び主任は、警察官(警部補及び巡査部長に限る。以下この項において同じ。)又は行政職員若しくは技術職員をもって充てる。この場合において、警察官を充てる場合には、係長及び班長には警部補を、主任には巡査部長をもって充てる。

3 係長、班長及び主任は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当事務を処理する。

(専門官)

第 7 条の 5 係等に専門官を置くことができる。

2 専門官は、警部補をもって充てる。

3 専門官は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当事務を処理する。

(係員及び班員)

第 7 条の 6 係等に別表第 3 に定める係員又は班員を置くことができる。

2 係員及び班員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(勤務種別)

第 8 条 高速隊員(以下「隊員」という。)の勤務は、通常勤務及び特別勤務とする。

2 通常勤務とは、次に掲げる勤務をいう。

(1) 警ら勤務

機動警らによる交通の指導取締り

(2) インターチェンジ勤務

インターチェンジ詰所において行う警戒活動及びインターチェンジ付近における交通の指導取締り

(3) 交通事故処理勤務

管轄区域内に発生した交通事故・事件の捜査及び処理活動

(4) 交通規制勤務

管轄区域内における交通事故、異常気象等の事由により、交通の禁止又は制限を行う交通規制活動

(5) 在隊勤務

隊内において行う教養訓練、車両整備、書類の作成、通信に関する任務等に従事する活動

3 特別勤務とは、警衛・警護・緊急配備その他特別の勤務に従事することをいう。

(勤務制)

第 9 条 隊員の勤務制は、次のとおりとする。ただし、隊長は、本部長の承認を受けて、これを変更することができる。

(1) 隊長、副隊長、方面隊長、隊長補佐、庶務係員、企画指導係員、事件事故対策係員及び企画調整係員は、通常勤務又はフレキシブル勤務とする。

(2) 前号に掲げる者以外の者は、交替勤務とする。

(運用計画)

第 10 条 隊長は、あらかじめ月間運用計画を策定し、交通部長の承認を受けなければならない。

(交通事故事件等の取扱い)

第 11 条 隊長は、管轄区域内において発生した交通事故事件及び高速隊で取り扱った交通法令違反被疑事件については、隊本部の所在地を管轄する検察庁又は家庭裁判所に送致し、又は送付するものとする。ただし、北部方面隊で取り扱った身柄送致事件については、岡山地方検察庁津山支部又は津山区検察庁に送致するものとする。

2 隊長は、高速隊が取り扱った交通法令違反事件のうち、交通反則通告制度適用事件については、関係書類を岡山交通反則通告センターに送付するものとする。

3 隊長は、前 2 項の場合において被疑者を逮捕したときは、原則として、身柄の留置、指紋の採取及び写真の撮影を方面隊の所在地を管轄する警察署長に依頼するものとする。

(刑事事件の取扱い)

第 12 条 管轄区域内において刑事事件の発生を認知したときは、その状況を発生地を管轄する警察署(以下「管轄警察署」という。)へ通報するとともに、必要な初期的措置を行ったのち、管轄警察署に引き継ぐものとする。

(被疑者の引渡し)

第 13 条 隊長は、隊員が刑事事件等の被疑者を逮捕し、又は常人から引渡しを受けたときは、原則として、県内発生事件は管轄警察署に、県外発生事件については逮捕地を管轄する警察署に引渡すものとする。

(死体の取扱い)

第 14 条 管轄区域内における警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(平成 24 年法律第 34 号)第 4 条第 1 項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体の取扱いについては、参考人の確保、現場保存、その他初期的措置を行ったのち管轄警察署に引き継ぐものとする。

(その他の事案の取扱い)

第 15 条 第 11 条から前条まで以外の保護その他警察対象事案については、必要な措置を行ったのち、管轄警察署に引き継ぐものとする。ただし、拾得物については、方面隊の所在地を管轄する警察署に引き継ぐものとする。

(応援の要請)

第 16 条 隊長は、管轄区域内における交通事故・事件の捜査及び処理、交通指導取締り、交通規制、その他特に必要があると認めるときは、関係所属長に対して応援を要請することができる。

2 関係所属長は、前項の応援要請を受けたときは、これに協力しなければならない。

(勤務基準等)

第 17 条 隊員の勤務基準並びに服務及び勤務要領等必要な細則的事項は、隊長が別に定める。

附 則

この訓令は、昭和 53 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年 4 月 1 日警察訓令第 6 号)

この訓令は、公布の日から施行する。〔以下略〕

附 則(昭和 63 年 1 月 28 日警察訓令第 2 号)

この訓令は、昭和 63 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 2 月 22 日警察訓令第 2 号)

この訓令は、平成 3 年 3 月 16 日から施行する。

附 則(平成 4 年 12 月 18 日警察訓令第 22 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 5 年 3 月 12 日警察訓令第 8 号)

この訓令は、平成5年3月24日から施行する。ただし、岡山県警察本部交通部高速道路交通警察隊の組織及び運用規程の改正規定中管轄区域及び担当区域に係る部分は、平成5年3月31日から施行する。

附 則(平成5年11月29日警察訓令第22号)

この訓令は、平成5年12月16日から施行する。

附 則(平成9年2月25日警察訓令第3号)

この訓令は、平成9年3月15日から施行する。

附 則(平成11年3月10日警察訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年3月12日警察訓令第8号)

この訓令〔中略〕の規定は同月〔平成13年3月〕23日から〔中略〕施行する。

附 則(平成13年6月21日警察訓令第17号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月10日警察訓令第9号)

この訓令は、平成16年3月23日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成17年1月11日警察訓令第2号)

この訓令中第1条から第11条までの改正規定は平成17年3月7日から、第12条から第22条までの改正規定は同年3月22日から、第23条から第33条までの改正規定は同年3月31日から施行する。

附 則(平成19年3月9日警察訓令第11号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成19年4月13日警察訓令第21号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年7月1日警察訓令第17号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月11日警察訓令第3号)

この訓令は、平成22年3月28日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 10 日警察訓令第 21 号)抄
(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 4 日警察訓令第 4 号)
この訓令は、平成 23 年 3 月 9 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 1 日警察訓令第 4 号)
この訓令は、平成 25 年 3 月 23 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 25 日警察訓令第 14 号)
この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 25 日警察訓令第 12 号)
この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 26 日警察訓令第 3 号)
この訓令は、平成 28 年 3 月 27 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 16 日警察訓令第 15 号)
この訓令は、平成 29 年 3 月 22 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 30 日警察訓令第 13 号)
この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 12 月 26 日警察訓令第 53 号)
この訓令は、公布の日から施行する。

別表第 1(第 4 条関係)

名称	位置	主たる活動区域
南部方面隊	岡山市	第 3 条第 2 号、第 3 号(岡山総社インターチェンジから有漢インターチェンジまでの区間に限る。)及び第 5 号に規定する区間
北部方面隊	津山市	第 3 条第号、第 3 号(岡山総社インターチェンジから有漢インターチェンジまでの区間を除く。)、第 4 号及び第 6 号に規定する区間

別表第 2(第 4 条関係)

係	分掌事務
---	------

庶務係	1 庶務及び会計に関すること。 2 庁舎の維持管理に関すること。
企画指導係	1 総合的な企画及び調整に関すること。 2 車両及び通信機器の管理に関すること。 3 道路使用許可及び協議に関すること。 4 各種協議会及び団体に関すること。 5 事件・事故の被害者支援に関すること。
事件事故対策係	1 事件・事故の送致に関すること。 2 事件・事故の捜査に関すること。 3 交通事故の分析に関すること。
企画調整係	1 隊本部との連絡調整に関すること。 2 方面隊事務の調整に関すること。
第一班 第二班 第三班	1 交通の指導取締りに関すること。 2 交通事故事件の捜査及び処理に関すること。 3 交通規制に関すること。 4 犯罪の予防警戒に関すること。 5 緊急配備等犯罪捜査の初動活動に関すること。 6 各種協議会及び団体の指導育成に関すること。

別表第3(第7条の6関係)

係員又は班員の職名	充てる職員
巡查長	巡查
巡查	
主任主事	行政職員
主事	
主任技師	技術職員
技師	